

住宅災害等給付金付火災共済事業細則

(総 則)

第1条 教職員共済生活協同組合（以下「この組合」という。）は、住宅災害等給付金付火災共済事業規約（以下「規約」という。）第83条（細則）にもとづき、この細則を定める。

(日本国内の定義)

第2条 規約にいう「日本国内」とは、日本国政府が統治権を有する領土とする。

(「生計を一にする」および「親族」の定義)

第3条 生計を一にすることの認定は、住民票または所属長（学校長）、市町村長、町内会長、自治会長の発行する居住証明書をもって行う。

2 規約中にいう「親族」とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいう。

(併用住宅の用途)

第4条 規約第8条（共済の目的 建物）第1項第3号アにいう「細則で定める用途」とは、つぎの各号の用途をいう。

- (1) 常時10人以上が業務に従事する事務所
- (2) 火薬類専門販売業および屑物商
- (3) 飯場および簡易宿泊所
- (4) 貸座敷、待合、割烹および料亭
- (5) キャバレー、ナイトクラブ、バー、スナック、ビアホールその他これらに類するもの
- (6) 映画館、劇場および遊戯娯楽場
- (7) 工場、作業場（常時5人以上が作業に従事するもの。）および倉庫

2 規約第8条（共済の目的 建物）第1項の共済の目的となることのできる建物のうち、賃貸借契約（無償賃貸も含む）にもとづき、共済契約関係者以外の者（以下、この項において「賃借人」という。）に貸与している建物は、一戸に限り共済の目的となることができる。ただし、規約第8条第1項第3号の規定にかかわらず、同号アの建物において、賃借人がもっぱら居住している部分は、規約第8条第1項第3号の「併用住宅」とみなす。

(建築中の建物の基準)

第5条 規約第8条（共済の目的 建物）第2項第1号にいう「細則で定める基準」とは、つぎの各号に規定する条件のすべてをみたすことをいう。

- (1) 建築工事の注文者が建物の完成後所有者となること。
- (2) 注文者が建物の共済契約者となること。
- (3) 建築請負業者が、当該建築中の建物にかかる保険等に加入していないこと。
- (4) 建前完了時以後であること。
- (5) 建物完成後30日以内に入居が予定されていること。

(共済契約の継続の特例)

第6条 共済契約期間中に規約第6条(共済契約者の範囲)および規約第7条(被共済者の範囲)に規定する範囲外となった場合は、当該共済契約の期間が満了する日まで継続できるものとする。

(同一敷地内の複数の建物にかかる共済契約の締結の単位)

第7条 同一敷地内に2以上の建物がある場合において、そのいずれもが規約第8条(共済の目的 建物)第1項の建物であり、かつ、規約第15条(共済契約の締結の単位)第1項に定められた共済の目的ごとの共済契約の締結がされていないときは、同一敷地内の共済の目的とすることができるすべての建物または家財について一括して共済契約が締結されているとみなすことができる。ただし、共済契約関係者が居住している建物に限る。

2 前項の締結がされている場合の損害の額および焼破損割合の算出は、棟ごとに行い共済金を決定する。

(各共済金請求の提出書類)

第8条 規約第24条(共済金の請求)にいう「細則で定める書類」とは、共済金の種類ごとに、つぎの各号に規定する書類をいう。

【各共済金請求の提出書類】

提出書類	(1) 共済金請求書	(2) 共済金申請付属書	(3) 関係官署の 罹災証明書	(4) 死亡診断書 (死体検案書)	(5) その他の必要書類
共済金の種類					
火災等共済金	○	○	○		○
住宅災害等共済金	○				○
持ち出し家財共済金	○				○
失火見舞費用共済金	○		○		○
漏水見舞費用共済金	○		○		○
修理費用共済金	○	○	○		○
住宅災害死亡共済金	○	○	○	○	○

(注) ○は、必要書類。

2 前項の規定にかかわらず、この組合は、前項の書類の一部の省略を認めることができる。

(証拠書類のない場合の取扱い)

第9条 前条(各共済金請求の提出書類)に規定する「関係官署の罹災証明書」を提出できない場合において、この組合が適当であると認めたときは、つぎの各号のいずれかの

証明をもって「関係官署の罹災証明書」に代えることとし、共済金を支払うことができる。

- (1) 市町村長、自治会長、町内会長もしくは所属長の証明書のいずれかのもの
- (2) 第三者の直接加害行為による損害の場合は、そのことが証明できるもの
- (3) 隣人または目撃者の証明
- (4) 加害者の証明
- (5) その他この組合が必要とするもの

(共済契約の解約の手続き)

第 10 条 共済契約者は、規約第 36 条（共済契約の解約）の規定により共済契約の解約を行う場合には、この組合所定の書類に必要事項を記入し、署名押印のうえ、この組合に提出しなければならない。

(空家および家財の移転の場合の取扱い)

第 11 条 規約第 45 条（共済契約者の通知義務）第 3 項にいう「細則で定めるもの」とは、つぎの各号のものをいう。

- (1) 共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物につき、規約第 45 条（共済契約者の通知義務）第 1 項第 3 号の事実が発生した場合には、つぎのいずれかに該当するもので、かつ、当該建物について月 1 回以上の見回り、点検等の管理ができるものをいう。この場合において、当該建物に収容されている家財について、当該建物に相当程度残っており、この組合が適当と認めたときには、当該家財を含む。
 - ア 転勤または出張（長期または短期）等（以下「やむをえない事情」という。）により、空家または無人となった建物で再入居を前提としたもの
 - イ やむをえない事情により、売り家にするため空家または無人となったもの
 - ウ やむをえない事情により、新築後入居できず、空家または無人となった建物で入居を前提としたもの
 - エ 貸家などで入居者の移転にともない一定期間空家または無人となった建物で入居を前提としたもの
 - オ 崖崩れなどの危険にともない、立退きにより空家または無人となった建物でこの危険が去った後、再入居を前提としているもの
 - カ その他この組合が特に認めるもの
- (2) 規約第 45 条（共済契約者の通知義務）第 1 項第 4 号の事実が発生した場合には、共済の目的である家財が、当該家財を収容していた建物から避難または転居の目的で当該建物外の共済契約関係者が居住する建物内へ搬出されるときは、当該家財の搬出された部分および搬出されなかった部分をいう。

(再取得価額の算定および制限)

第 12 条 共済の目的である建物の再取得価額は、当該建物の所在地、構造に応じて、つぎの加入基準に定める額に当該建物の延坪数を乗じて得た額（以下「建物の標準加入額」という。）以内とし、その上限は 4,000 万円とする。

【建物の加入基準】

(坪あたり、単位 万円)

物件所在地名	木造	耐火構造
埼玉、千葉、東京、神奈川、 京都、奈良、大阪、兵庫	70	80
上記以外	60	70

- 2 共済目的である家財の再取得価額は、共済契約関係者の人数および世帯主の年齢に応じて、つぎの加入基準に定める金額（以下「家財の標準加入額」という。）以内とする。ただし、共済契約関係者の居住する住宅の延坪が 10 坪未満の場合において、700 万円をこえる金額のときは、700 万円を限度とする。

【家財の加入基準】

(単位 万円)

人数 世帯主年齢	単身	2人	3人	4人	5人 以上
30歳未満	400	800	900	1,000	1,400
30歳以上 40歳未満	600	1,500	1,600	1,800	2,000
40歳以上 50歳未満	900	2,000	2,000	2,000	2,000
50歳以上	1,000	2,000	2,000	2,000	2,000

- 3 共済契約を締結したのちにおいて、共済の目的である建物または家財に変更が生じ、変更後に第 1 項および第 2 項により再計算した建物または家財の標準加入額が共済契約締結のときの建物または家財の標準加入額以下となった場合において、当該共済契約にもとづく共済金額は、それぞれ変更後に再計算した建物または家財の標準加入額とする。
(耐火構造および木造の定義)

第 13 条 規約第 48 条（基本契約共済金の種類）第 2 項および規約別紙第 1 「共済掛金額算出方法書」にいう「耐火構造の建物」とは、つぎのとおりとする。

- (1) 建物の主要構造物のうち、柱、はりおよび床がコンクリート造または鉄骨を耐火被覆したもので組立てられ、屋根、小屋組および外壁のすべてが不燃材料で造られたもの
- (2) 外壁のすべてが下記のいずれかに該当する建物
 - ア コンクリート造
 - イ コンクリートブロック造
 - ウ れんが造
 - エ 石造
 - オ 土蔵造

- 2 規約別紙第 1 「共済掛金額算出方法書」にいう「木造の建物」とは、前項に規定する耐火構造の建物以外のものとする。

(建物構造の錯誤の場合における取扱い)

第 14 条 共済契約者が共済契約締結の当時、共済の目的である建物について当該建物の構造が木造の建物であるにもかかわらず、耐火構造の建物と告げた場合において、この組合は、共済契約者から耐火構造の建物として払い込まれた共済掛金の額を、木造の建物の共済掛金額とみなし、換算した共済金額に減額する。

- 2 耐火構造の建物を木造の建物と告げた場合には、その共済掛金の差額を共済契約者に払い戻すものとする。この場合において、当該共済契約が更新されたものであるときは、3年間分を限度として共済契約の共済掛金を払い戻す。

(建築中の建物の共済金額等)

第 15 条 規約第 8 条 (共済の目的 建物) 第 2 項第 1 号に規定する建物について、火災等または住宅災害等による損害が生じた場合において、この組合が支払う共済金の額は、規約第 49 条 (火災等共済金) 第 2 項または規約第 50 条 (住宅災害等共済金) 第 2 項に規定する金額を限度として、当該建物の完成割合に応じて、同条にもとづき決定する。

(火災等共済金の算定方法)

第 16 条 規約第 49 条 (火災等共済金) 第 4 項にいう「再取得価額」の算定は、別に定める「火災等損害認定基準」にもとづいて行うものとし、必要に応じて建物・家財評価に関する各種資料および所定の様式により提出された見積書を参考にすることができる。

- 2 規約第 49 条 (火災等共済金) 第 5 項第 1 号にいう「建物の基本契約共済金額の 10 パーセント」を限度として火災等共済金を支払う場合とは、建物の基本契約共済金額が 4,000 万円未満で、かつ、建物の標準加入額未満であるときをいう。
- 3 規約第 49 条 (火災等共済金) 第 5 項第 2 号にいう「細則に定める建物の標準加入額の 10 パーセント」を限度として火災等共済金を支払う場合とは、建物の基本契約共済金額が、4,000 万円または建物の標準加入額以上であるときをいう。
- 4 規約第 60 条 (他に契約がある場合) 第 1 項および第 2 項にいう「損害の額」は、前項の「火災等損害認定基準」に定めるものとする。

(床上浸水の浸水高の算定方法)

第 17 条 規約第 50 条 (住宅災害等共済金) 第 2 項第 4 号における損害の程度の浸水高は浸水した居室の床面よりの高さとする。

(持ち出し家財共済金の算定方法)

第 18 条 規約第 51 条 (持ち出し家財共済金) 第 4 項にいう「再取得価額」の算定は、別に定める「火災等損害認定基準」にもとづいて行うものとし、必要に応じて家財評価に関する各種資料および所定の様式により提出された見積書を参考にすることができる。

- 2 規約第 59 条 (他に契約がある場合) 第 1 項および第 2 項にいう「損害の額」は、前項の「火災等損害認定基準」に定めるものとする。

(質権の設定)

第 19 条 共済契約者に対し、この組合が指定した金融機関または団体が建物を担保として貸付を行う場合、当該金融機関または団体は当該共済契約の共済金請求権に質権を設定

することができるものとする。

- 2 前項の質権設定額は、当該共済契約の基本契約共済金額の範囲内とする。
- 3 質権設定に関する運用および手続きに関する事項は、別に定めるところによる。

(申込期間中の特例)

第20条 同一の共済目的に対して契約の更新を行うために申込みを行った場合の申込期間中の損害に対しては、当該更新契約の共済金額が、現に当該共済目的に契約している共済契約の共済金額をこえているものであって、かつ、そのこえた額について規約第49条(火災等共済金)および規約第50条(住宅災害等共済金)に準じて共済金を支払うものとする。

(内規)

第21条 この細則に定めるもののほか、共済契約について必要な事項は、内規で定めるものとする。

付 則

- 1 この細則の改廃は理事会の議を経て行う。
- 2 この改正細則は1968年5月28日より施行する。
- 3 この改正細則は1970年2月4日より施行する。(第4条)
- 4 この改正細則は1970年6月7日より施行する。(第4条)
- 5 この改正細則は1971年12月1日より施行する。ただし1971年11月30日以前に締結した共済契約については第3条第1項第1号但し書の規定は適用しないものとする。
(第3条、第13条)
- 6 この改正細則は1975年1月1日より施行する。(第3条、第4条、第4条第2項)
- 7 この改正細則は1976年4月1日より施行する。(第4条、第4条第2項、第21条)
- 8 この改正細則は1978年4月1日より施行する。(第4条(2)イ、別表1)
- 9 この改正細則は1980年4月1日より施行する。(第4条第1項(1)、(2)、第2項別表1、第4条-2、第1項、第5条第3項)
- 10 この改正細則は1980年12月1日より施行する。(第3条第1項、第4条第2項別表1-4・にかかわる注)
- 11 この改正細則は1981年4月1日より施行する。(第11条第2項)
- 12 この改正細則は1982年4月1日より施行する。(第3条、第4条、第5条、第6条、第9条、第16条)
- 13 この改正細則は1982年7月10日より施行する。(第3条第1項(3))
- 14 この改正細則は1986年4月1日より施行する。(第6条)
- 15 この改正細則は1986年8月1日より施行する。(第17条)
- 16 この改正細則は1988年1月1日より施行する。(第2条第1項、第3条第1項第1号、第5条、第10条)
- 17 この改正細則は1989年4月1日より施行する。(第18条)

- 18 この改正細則は1989年8月1日より施行する。(第6条)
- 19 この改正細則は1991年1月1日より施行する。(第10条)
- 20 この改正細則は1995年4月1日より施行する。
- 21 この改正細則は1996年4月1日より施行する。(第1条)
- 22 この改正細則は2001年6月29日より施行する。(第2条(6))
- 23 この改正細則は、2008年2月8日より施行し、2007年4月1日より適用する。(改正第19条)
- 24 この改正細則は、2008年3月4日より施行し、2008年5月1日以降を始期とする共済契約より適用する。ただし、更新契約においては、第26条の削除は、2008年7月1日以降を始期とする共済契約より適用する。
- 25 この細則は、2010年3月26日から施行し、2010年4月1日以後に発効する共済契約(更新契約を含む。)から適用する。